



島根県報

令和2年6月30日（火）

号外第87号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更

（水 産 課） 2

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を令和2年6月29日付けで次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

令和元年12月27日 公表

令和2年3月27日 一部改正

令和2年6月5日 一部改正

令和2年6月29日 一部改正

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で113,094トン（平成30年）、生産額で217億1,400万円（平成30年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は2,519人（平成30年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

(9) 中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の令和元年（平成31年）の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量 (留保枠)
1	まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	33,000

2	まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	42,000
3	まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	25,000
4	するめいか	平成31年4月から令和2年3月まで	若干
5	ずわいがに	令和元年7月から令和2年6月まで	若干

注1 農林水産大臣により知事管理量に変更された場合には、知事は、必要に応じて知事管理量のうち留保する量（以下「留保枠」という。）を設ける。

注2 留保枠については、第一種特定海洋生物資源の来遊状況等に応じて知事が配分する。

(2) 第一種特定海洋生物資源の令和2年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量 (留保枠)
1	まあじ	令和2年1月から同年12月まで	34,000
2	まいわし	令和2年1月から同年12月まで	34,000
3	まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	21,000
4	するめいか	令和2年4月から令和3年3月まで	若干
5	ずわいがに	令和2年7月から令和3年6月まで	若干

注1 農林水産大臣により知事管理量に変更された場合には、知事は、必要に応じて留保枠を設ける。

注2 留保枠については、第一種特定海洋生物資源の来遊状況等に応じて知事が配分する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、令和元年（平成31年）の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	31,200
2	まいわし	中型まき網漁業	41,400
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	24,200

注1 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(1)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(1)の知事管理量から留保枠を除いた数量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量（100未満の端数は、切り捨てる。）とする。

まあじ：94.8% まいわし：98.7% まさば及びごまさば：97.1%

注2 2の(1)の留保枠を上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加する場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

(2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、令和2年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
--	----------------	-------	-------

1	まあじ	中型まき網漁業	32,100
2	まいわし	中型まき網漁業	33,400
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	20,300

注1 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(2)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(2)の知事管理量から留保枠を除いた数量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.6% まいわし：98.3% まさば及びごまさば：96.8%

注2 2の(2)の留保枠を上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加する場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

【まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。